

## 別 紙

答申第109号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書において非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分を除き公開すべきである。

#### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年3月30日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「公文書『島根県核燃料税における課税期間の取扱いについて』（税第78号）に記してある『今後、新たな課税制度の早期導入に向けて協議する』について、行政内部での検討状況や電力事業者との協議状況がわかる文書一式」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年4月13日付けで公開決定等の期間延長を行い、同年5月13日付けで次のような決定（以下「本決定」という。）を行った。

##### ア 公文書の件名

「核燃料税の新たな課税制度に関する協議録等」

- ①核燃料税 資料（平成27年5月14日）
- ②核燃料税 資料（平成27年12月25日）
- ③イメージ図（平成27年12月25日）
- ④核燃料税 資料（平成28年1月）
- ⑤知事定例記者会見（平成28年2月15日）
- ⑥関係各課連絡会議（平成28年3月17日）

##### イ 決定内容

部分公開決定

##### ウ 公開しない部分

協議の内容等

##### エ 公開しない理由

島根県情報公開条例第7条第5号に該当

行政機関内部での検討段階の情報であり、公開することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成28年5月28日に審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年11月8日付けで当審査会に諮問書を提出した。

#### 3 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

公文書部分公開決定の判断を取り消し、全部公開することを求める。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 島根県は「行政内部での検討段階の情報であり、公開することにより意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」などとして、主要部分のほとんどを非公開とした。しかし、島根県は〇〇に対する公文書（税第 78 号）にて、「運転を終了した原子炉に係る防災対策の必要性を踏まえ、今後、新たな課税制度の早期導入に向けて協議することをご承知おき下さい。」としている。この文章が意味するところは、廃炉原発に対する核燃料税の新たな課税制度を導入する方針ということにほかならない。その場合、課税標準は先行事例の福井県と同様、使用済み核燃料または原発の熱出力以外に考えられない。島根県情報公開条例は第 1 条で、条例の目的について「県民に説明する責務を全う」「開かれた県政を推進」などうたっている。きちんと情報を公開して、県としての責務を果たすべきである。
- イ そもそも税には、高度な透明性と公平性が求められる。ただでさえ島根県の核燃料税は〇〇だけを「狙い撃ち」しており、電気料金に上乗せされる形で電力利用者が間接的に負担することになる。だからこそ島根県には、最大限に情報を公開して、十分な理解を得る努力が求められている。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書、意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 島根県核燃料税条例は、昭和 55 年に創設されて以来、5 年ごとに制度を見直しながら継続している。法定外普通税は、地方税法に定められた法定税目以外に、各団体が独自に課税するものであり、これを新設又は変更するには、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。また納税義務者が少数であるなど一定の場合には、議会による納税義務者からの意見聴取の手続きが義務付けられている。核燃料税については、納税義務者が特定の電力事業者のみとなるため、事業者との信頼関係の下で、情報交換や事実確認等を行いながら、制度の見直しを行っている。情報交換や事実確認については、法的な強制力はないため、これらを率直かつ円滑に行うためには、電力事業者との信頼関係が不可欠であり、今後とも継続した信頼関係を維持していくことが不可欠と考えている。
- (2) 税第 78 号の文書に、「運転を終了した原子炉に係る防災対策の必要性を踏まえ、今後、新たな課税制度の早期導入に向けて協議することをご承知おき下さい。」と付記したことについては、廃炉後も引き続き安全対策等の必要が継続することから、県の内部でそれに対応するための課税制度について協議していくことをあらかじめ事業者にお知らせすることを主な目的として記載したものであり、事業者との信頼関係に配慮したものである。
- (3) 廃止措置計画認可後の課税については、他に実例がないことから、担当者の自由な発想に基づく議論、情報収集や問題点の整理等が不可欠であった。ただ、条例上、出力割の課税は原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可日の属する月まで可能であり、また廃止措置計画の認可申請から認可までは相当な期間が必要であると想定されたため、事業者が平成 28 年 7 月に廃止措置計画の認可申請をするまでは、担当レベルでその可能性を研究している状況であった。
- (4) 本件対象公文書に記載されている内容は、新たな核燃料税の在り方の検討過程の情報であり、担当者が自由な発想の中で想定した内容である。このような担当者の研究段階の情報が公開されれば、次のようなおそれがあることから、条例第 7 条第 5 号に該当するものである。

- ア 事業者との信頼関係が損なわれることによる悪影響を及ぼすおそれ
- イ 不当に混乱を生じさせ誤解を招くおそれ
- ウ 上記2つのおそれが生じることを担当者が危惧して、行政内部での自由闊達な意見交換を妨げるおそれ

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、核燃料税の新たな課税制度に関する協議録等であり、以下の文書で構成されている。なお、⑤及び⑥は本決定で全て公開されているため審査の対象としない。

- ①核燃料税 資料 (平成 27 年 5 月 14 日)
- ②核燃料税 資料 (平成 27 年 12 月 25 日)
- ③イメージ図 (平成 27 年 12 月 25 日)
- ④核燃料税 資料 (平成 28 年 1 月)
- ⑤知事定例記者会見 (平成 28 年 2 月 15 日)
- ⑥関係各課連絡会議 (平成 28 年 3 月 17 日)

### (3) 条例第 7 条第 5 号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報についての非公開情報としての要件を定めたものである。

県等の内部又は相互間における審議、検討、協議における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨・目的からは、可能な限り公開されるべきである。しかしながらこれらの情報の中には、公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、誤解や憶測を招き県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、または投機を助長させるなどして特定の者に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については非公開とする趣旨である。

### (4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

実施機関は、本件対象公文書の非公開とした部分は、新たな核燃料税のあり方の検討過程の内容であり、公開されると核燃料税の制度のあり方についての率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、誤解や憶測を招き県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある等の主張をしているが、本号に規定する「不当」とは、審議、検討又は協議に関する情報に照らし、検討段階

の情報を公開することによる利益と支障を比較衡量し、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

当審査会で上記対象公文書①～④を見分したところ、新たな核燃料税のあり方について、実施機関内部で検討した際の記録であることが認められた。対象公文書に記載されている内容には、廃止措置計画認可後の核燃料税のあり方という他に実例のない事態に対応するための調査・研究段階の極めて不確定かつ未成熟な情報が含まれていることが確認できた。

核燃料税は、納税義務者が特定の電力事業者のみであり、制度の見直し等を行うにあたって、情報交換や事実確認が必要なことなどから電力事業者との信頼関係を極めて重視しているという実施機関の説明は理解できるものである。そのような状況の中で、不確定かつ未成熟な情報が公開されると、信頼関係に悪影響を与え、今後の核燃料税の更新事務等における電力事業者との協議の際に率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるという実施機関の主張は否定できない。また電力事業者との信頼関係等に影響が生じることを危惧して、今後、行政内部での自由闊達な発想に基づく議論などが十分にできなくなるおそれも認められる。

したがって、別表に掲げる部分は、検討段階の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものであると認められ、条例第7条第5号に規定する非公開情報に該当する。

一方で、対象公文書に記載されているスケジュール案や核燃料税に関する公知の記述などは、公開しても条例第7条第5号に定めるおそれがあるとは認められず、公開が妥当である。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

※行数：上からの数、表題・項目名を含む。字数：句読点・記号を含む。() はそれぞれ1文字

公文書名	非公開部分		
	ページ	行	文字
①核燃料税 資料 (平成 27 年 5 月 14 日)	1	21 行目	全部
	2	6 行目～9 行目	全部
	3	6 行目～10 行目	全部
②核燃料税 資料 (平成 27 年 12 月 4 日)	1	10 行目～21 行目	17 行目文頭「3」を除く全て
		24 行目	4 字目～11 字目
		25 行目	4 字目～27 字目
		26 行目	4 字目～25 字目
	2	8 行目	2 字目～27 字目
	3	12 行目～40 行目	文頭「・」、「(2)」、「(3)」、「(4)」を除く全て
	4	1 行目～19 行目	文頭「・」を除く全て
		21 行目～23 行目	文頭「・」を除く全て
31 行目～41 行目		全部	
③イメージ図 (平成 27 年 12 月 25 日)	1	6 行目～10 行目	全部
		11 行目	41 字目～57 字目
		12 行目	「<改正ポイント>」を除く全て
		13 行目～16 行目	全部
		17 行目	「<課題>」を除く全て
④核燃料税 資料 (平成 28 年 1 月)	1	8 行目～19 行目	15 行目文頭「3」を除く全て
		22 行目	4 字目～11 字目
		23 行目	4 字目～27 字目
		24 行目	4 字目～25 字目
	2	12 行目～36 行目	文頭「・」、「(2)」、「(3)」を除く全て
	3	1 行目～25 行目	文頭「・」、「(4)」を除く全て
		27 行目	2 字目～42 字目
		28 行目	2 字目～13 字目
	4	2 行目～15 行目	全て
	⑤知事定例記者会見 (平成 28 年 2 月 15 日)	1	※全部公開のため公開しない部分はない。
⑥関係各課連絡会議 (平成 28 年 3 月 17 日)	1～18	※全部公開のため公開しない部分はない。	

(諮問第141号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年11月 8日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年11月30日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年 4月27日 (審査会第1回目)	審議
平成29年 5月18日 (審査会第2回目)	審議
平成29年 7月20日 (審査会第3回目)	審議
平成29年 9月21日 (審査会第4回目)	審議
平成29年10月26日 (審査会第5回目)	審議
平成29年11月16日 (審査会第6回目)	審議
平成29年12月22日 (審査会第7回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成30年 1月18日 (審査会第8回目)	審議
平成30年 2月16日 (審査会第9回目)	審議
平成30年 3月29日 (審査会第10回目)	審議
平成30年 4月19日 (審査会第11回目)	審議
平成30年 5月17日 (審査会第12回目)	審議
平成30年 6月29日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁護士	
横地 正枝	行政書士	H30.4.21まで
木村 美斗	行政書士	H30.4.22から